

公共事業事前評価調書(公共事業事前評価結果整理表)

主要目標番号	II. II-1. (1)
対象事業	道路・街路事業
主要目標	歩行者等の安全性の確保

優先順位付けの考え方	対象地区・箇所名	個別事業の妥当性評価						事業間優先度の評価								評価委員会意見	総合意見	評価結果				
		公共関与、事業執行主体の妥当性	経済効率性	事業実施、規模の妥当性	整備手法の有効性	環境負荷への配慮	事業計画の熟度	貢献度ランク	歩行者・自転車交通量	自動車交通量	貢献度ランクの評価				副次効果ランクの評価							
											通学路の指定又は園児、児童、障害者等交通弱者の交通量又は小中学校	現況の歩道幅員	副次効果ランク	評点								
		人台/12h	台/12h	人/日		km	m															
歩行者・自転車及び自動車の交通量が多く、通学路等求められる安全水準の高い区間を優先する。	(主)垂崎昇仙峡線(宮久保拡幅Ⅱ期)	○	○	○	○	○	○	a	18	2,100	-	あり	-	0.00	1	1	S I		実施			
	(主)河口湖精進線(扇崎トンネル～新寺崎トンネル)	○	○	○	○	○	○	b	632	3,897	-	なし	-	0.00	1	1	II		実施			

基準値	93	3,340	40	あり	1.0	1.40	基準値	1.0
-----	----	-------	----	----	-----	------	-----	-----

副次効果評価調書

主要目標番号	II. II-1. (1)	主要目標に対応する副次効果項目	対象地区・箇所で想定される副次効果	評価の説明	評価結果		
主要目標	歩行者等の安全の確保						
評価対象地区・箇所名	(主)韭崎昇仙峡線(宮久保拡幅Ⅱ期)						
主要目標項目 I・県民生活の豊かさと経済の発展を支える基盤充実	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	●注				
		(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	●注				
		(3) 市街地内の交通の円滑化					
		(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	●注				
	I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上					
		(2) 憩い空間の創出					
		(3) 生活排水処理機能の向上					
		(4) 良好な市街地空間の確保	●				
		(5) 適正な居住空間の確保					
		(6) 歩行者等の通行空間の確保	●				
		(7) 道路景観の向上					
	I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上					
		(2) 農業生産力の向上					
		(3) 農業用排水能力の向上					
		(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)					
(5) 森林整備の効率化							
II・暮らしと経済活動の安全性確保	II-1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保					
		(2) 災害に強い道路の確保	●				
		(3) 都市災害防止					
		(4) 交差点の安全性、円滑性の向上	●				
	II-2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止					
		(2) 土石流被害の防止					
		(3) 崖崩れ被害の防止					
		(4) 地滑り被害の防止					
	II-3. 鳥獣被害の防止	(1) 鳥獣被害の軽減					
	副次効果項目	交通利便性	交通ターミナル機能の強化				
			アクセス機能の維持				
			主要渋滞ポイントの解消	●			
生活環境		水質の浄化					
		大気汚染の軽減					
		騒音・振動の軽減					
		良好な景観の創出	●				
		バリアフリー化の促進	●	○	車椅子で通行可能な幅員を確保	1	
		ライフルインの強化	●				
		身近な緑地・交流の場の提供	●				
		飲料用水の安定供給					
		糞尿の処理					
		地域の文化・学習等活動の支援					
自然環境		各種情報の円滑な提供					
		水源涵養機能の向上	●				
事故・災害防止	生態系空間の再生						
	防火帯・延焼遮断帯の確保	●					
	緊急時の避難・救助機能の確保	●					
	被災時の被害波及の防止						
	既存施設の崩壊危険性の排除						
生産性	走行安全性の確保	●					
	林業生産力の向上						
	遊休農地の解消						
	新たな公共用地の創出						
	農地の保全						
その他	農林産物の販売促進						
	自然エネルギーの活用						
	リサイクルの推進						
	文化・歴史的資源等の保存・復元						
	他事業との一体施工	●					
	重要プロジェクトとしての位置づけ	●					
				副次効果評点合計	1		

注1)「主要目標に対応する副次効果項目」の欄に“●”が付されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所で想定される副次効果」の欄に“○”を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。

注2)副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内でのランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクaに該当するものは2点、ランクb以下の場合は1点とする。

注3)「II-1.(1)歩行者等の安全性の確保」「II-1.(2)災害に強い道路の確保」「II-1.(4)交差点の安全性、円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇所)の副次効果の評価にあたり、「I-1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。

副次効果評価調書

主要目標番号	II. II-1. (1)	主要目標に対する副次効果項目	対象地区・箇所で想定される副次効果	評価の説明	評価結果
主要目標	歩行者等の安全の確保				
評価対象地区・箇所名	(主)河口湖精進線(扇崎トンネル～新寺崎トンネル)				
主要目標項目 I・県民生活の豊かさと経済の発展を支える基盤充実	I-1. 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	●注		
		(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	●注		
		(3) 市街地内の交通の円滑化			
		(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	●注		
	I-2. 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上			
		(2) 憩い空間の創出			
		(3) 生活排水処理機能の向上			
		(4) 良好な市街地空間の確保	●		
		(5) 適正な居住空間の確保			
		(6) 歩行者等の通行空間の確保	●		
		(7) 道路景観の向上			
	I-3. 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上			
		(2) 農業生産力の向上			
		(3) 農業用排水能力の向上			
		(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)			
		(5) 森林整備の効率化			
II・暮らしと経済活動の安全性確保	II-1. 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保			
		(2) 災害に強い道路の確保	●		
		(3) 都市灾害防止			
		(4) 交差点の安全性、円滑性の向上	●		
	II-2. 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止			
		(2) 土石流被害の防止			
		(3) 崖崩れ被害の防止			
		(4) 地滑り被害の防止			
	II-3. 鳥獣被害の防止	(1) 鳥獣被害の軽減			
副次効果項目	交通利便性	交通ターミナル機能の強化			
		アクセス機能の維持			
		主要渋滞ポイントの解消	●		
	生活環境	水質の浄化			
		大気汚染の軽減			
		騒音・振動の軽減			
		良好な景観の創出	●		
		パリアフリー化の促進	●		
		ライフラインの強化	●		
		身近な緑地・交流の場の提供	●		
		飲料水の安定供給			
		糞尿の処理			
	自然環境	地域の文化・学習等活動の支援			
		各種情報の円滑な提供			
	事故・災害防止	水源涵養機能の向上	●		
		生態系空間の再生			
		防火帯・延焼遮断帯の確保	●		
		緊急時の避難・救助機能の確保	●	○ 緊急輸送道路の整備、避難路の確保	1
		被災時の被害波及の防止			
	生産性	既存施設の崩壊危険性の排除			
		走行安全性の確保	●		
		林業生産力の向上			
		遊休農地の解消			
		新たな公共用地の創出			
	その他	農地の保全			
		農林産物の販売促進			
		自然エネルギーの活用			
		リサイクルの推進			
		文化・歴史的資源等の保存・復元			
		他事業との一体施工	●		
		重要プロジェクトとしての位置づけ	●		
副次効果評点合計					1

注1)「主要目標に対応する副次効果項目」の欄に“●”が附されている副次効果項目のうち、「対象地区・箇所で想定される副次効果」の欄に“○”を記入、「評価の説明」欄に具体的な評価内容を記入する。

注2)副次効果の内、他の主要目標に該当するものは、当該主要目標内のランク区分の基準に従いランク付けを行い、ランクaに該当するものは2点、ランクb以下の場合は1点とする。

注3)「II-1. (1)歩行者等の安全性の確保」、「II-1. (2)災害に強い道路の確保」、「II-1. (4)交差点の安全性、円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇所)の副次効果の評価にあたり、「I-1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。